**社会福祉法人定款例（案）**

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章　総則

（目　的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

（ト）地域活動支援センターの経営

（チ）福祉ホームの経営

（名　称）

第二条　この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名

で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の

　運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及

び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって

行う。ただし、外部委員の○名以上が出席し、かつ、外部委員の○名以上が賛成す

ることを要する。

（評議員の任期）

第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によ

り退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義

務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条　評議員に対して、＜例：各年度の総額が○○○○○○円を超えない範囲で、評議

員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞

支給することができる。

表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の2 第 1 項第 2 号）。

第三章　評議員会

（構　成）

第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎年度○月に 1 回開催するほか、（○月及び）

必要がある場合に開催する。

（招集）

第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く評議員の＜例：3 分の 2 以上＞に当たる多数をもって行わなければな

らない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第 1 項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（役員＜及び会計監査人＞の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事 〇〇名以上○○名以内

（２）監事 〇〇名以内

２　理事のうち一名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

＜４　この法人に会計監査人を置く。＞

（役員＜及び会計監査人＞の選任）

第一六条　理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その

業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、

この法人の業務を分担執行する。＞

３　理事長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理

事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務

及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又

は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監

事としての権利義務を有する。＜３ 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了す

る会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、

その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみ

なす。＞

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同

意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及

び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二一条　理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、

評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等と

して支給することができる。

＜２ 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定め

る。＞

（職員）

第二二条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）

は、理事会において、選任及び解任する。

３ 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

【備考１】運営協議会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章　運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第○条　運営協議会の委員は○名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第○条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（１）地域の代表者

（２）利用者又は利用者の家族の代表者

（３）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第○条　法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かな

ければならない。

（意見の聴取）

第○条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するもの

とする。

（その他）

第〇条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところに

よるものとする。

（備考２）社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　会員

（会　員）

第〇条　この法人に会員を置く。

２　会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

３　会員に関する規程は、別に定める。

第五章　理事会

（構　成）

第二三条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第二四条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものに

ついては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）

第二五条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集す

る。

（決　議）

第二六条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項において準用す

る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、

理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第二七条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟（ 平

方メートル）

（２）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地（平方 メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要

　な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二九条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の

承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる

場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

　　（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又

は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例 1：

理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければなら

ない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度

が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、

定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類

については、承認を受けなければならない。

３　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事

務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及

び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（備考３）会計監査人を置いている場合の例

第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書

類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会

計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、

定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第○○条に定め

る要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代え

て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事

務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及

び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理

事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をし

ようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

（備考４）公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　公益を目的とする事業

（種　別）

第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持し

つつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを

目的として、次の事業を行う。

（１）〇〇の事業

（２）〇〇の事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得

なければならない。

（備考５）収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章　収益を目的とする事業

（種　別）

第〇条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

（１）〇〇業

（２）〇〇業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得

なければならない。

第〇条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又

は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一

四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第七章　解散

（解散）

第三六条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解

散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員

会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法

人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章　定款の変更

（定款の変更）

第三八条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可

（社会福祉法第四五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除

く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくそ

の旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章　公告の方法その他

（公告の方法）

第三九条　この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官

報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四〇条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

＜附 則＞

この法人の設立当初の役員、評議員＜、会計監査人＞は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理　事

　　　〃

　　　〃

　　　〃

　　　〃

監　事

　　　〃

評議員

　　　〃

　　　〃

　　　〃

　　　〃

　　　〃

＜会計監査人＞